

スズケングループ労働組合連合会 個人情報保護ポリシー

スズケングループ労働組合連合会

1. 個人情報の保護についての基本的考え方

スズケングループ労働組合連合会（以下「労連」という）は、組合員の付託のもと、賃金・労働諸条件の維持改善、働きやすい職場づくりなど組合活動を円滑に遂行するために個人情報を取得・利用しています。労連は個人情報の保護を運営上の最重要事項と位置づけ、適切な施策を講じます。また、個人情報を適正かつ安全に取り扱うことにより、従業員（以下「本人」という）及びその家族の情報を保護し、その信頼に応えるよう最善を尽くします。

- (1) 適正な個人情報の取り扱いに向けて、労連の規約・規定・規則・マニュアル等を必要に応じて改定・整備し、執行部を始めとする組合役員に周知徹底をします。また、取り扱いの改善や諸規定等の見直しを適宜行います。
- (2) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明確にし、それに従って個人情報を取り扱います。
- (3) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん等を防止するため、必要かつ適切な安全管理を行います。
- (4) 組合活動に伴う実務を遂行するため提携・協力している企業・団体等に対しても、適切に個人情報を取り扱う事を要請します。

2. 利用目的

- (1) 労使交渉・協議の内容や労連が主催する各種の催事や活動等の通知、連絡、案内等を行うため
- (2) 労連が機関（大会・代表者会議・幹事会等）において決定した運動方針や活動計画及び労連が加盟する上部団体（U Aゼンセン、連合など）が同様に決定した運動方針等について、本人に周知し諸活動へ参画させるため
- (3) 本人の賃金等の労働諸条件に関する労使交渉・協議における基礎的なデータとするため
- (4) 災害時や会社の緊急時また本人及びその家族等の事故や緊急性を要する健康問題が発生した場合において労連として円滑かつ適切な対応を図るため
- (5) 本人及びその家族が労連の福祉、共済事業を利用する際の実務に利用するため

3. 個人情報の共同利用

労連は、個人情報の共同利用に際して、労連が在籍する会社（以下「会社」という）及び東海労働金庫、こくみん共済 coop と覚書を締結します。覚書で定める項目は次の通りです。

- (1) 共同利用の目的
- (2) 共同利用する個人情報の項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する個人情報の管理に責任を有する者
- (5) 有効期間

4. 第三者提供等

労連は原則として本人の同意を得た場合または法令で認める以下のいずれかに該当する場合を除き、個人データを第三者に提供しません。但し利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取り扱いを第三者に委託する場合は委託先を必要かつ適切に監督します。

- (1) 法令に基づき開示・提供を求められた場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

5. 情報の開示、訂正・削除、利用停止・消去等

- (1) 本人が自分の情報の開示を希望する場合には、本人であることを確認した上で、適切な期間および範囲で開示します。
- (2) 本人が自分の情報について訂正、追加または削除を希望する場合には、本人であることを確認した上で、当該の情報に関して事実と異なることが確認できた場合には、訂正、追加または削除を行います。
- (3) 本人が自分の情報の利用停止または消去を希望する場合には、本人であることを確認した上で、利用目的以外で利用されたという理由または偽りやその他不正の手段で取得されたという理由による場合に限り、利用停止または消去します。但し、これらの情報の一部または全部を利用停止または消去した場合は、各種の案内・連絡・通知等の対応ができなくなることもあることをご了承下さい。

6. 開示等の受付方法・窓口

本人からの本ポリシーに関する申し出及びお問い合わせは、以下の方法にて受け付けます。尚、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がありますのでご了承下さい。

- (1) 受付手続き
下記の労連事務所に直接訪問するかまたは労連本部宛に郵便、電話、FAXでお申し出下さい。

【受付の方法・窓口】

〒461-8701

愛知県名古屋市東区東片端町8番地 スズケングループ労働組合連合会

電話：052-961-0439 FAX：052-951-7850

なお、お問い合わせは恐れ入りますが、株式会社スズケンの就業時間内（8：30～17：15）とさせていただきます。

- (2) 代償措置・手数料
本ポリシーに関する申し出に対応するために膨大な事務や費用がかかるなどの事態が発生する場合は、労連と本人は協議の上、代償措置や本人に手数料を頂く場合がありますのでご了承下さい。

以上